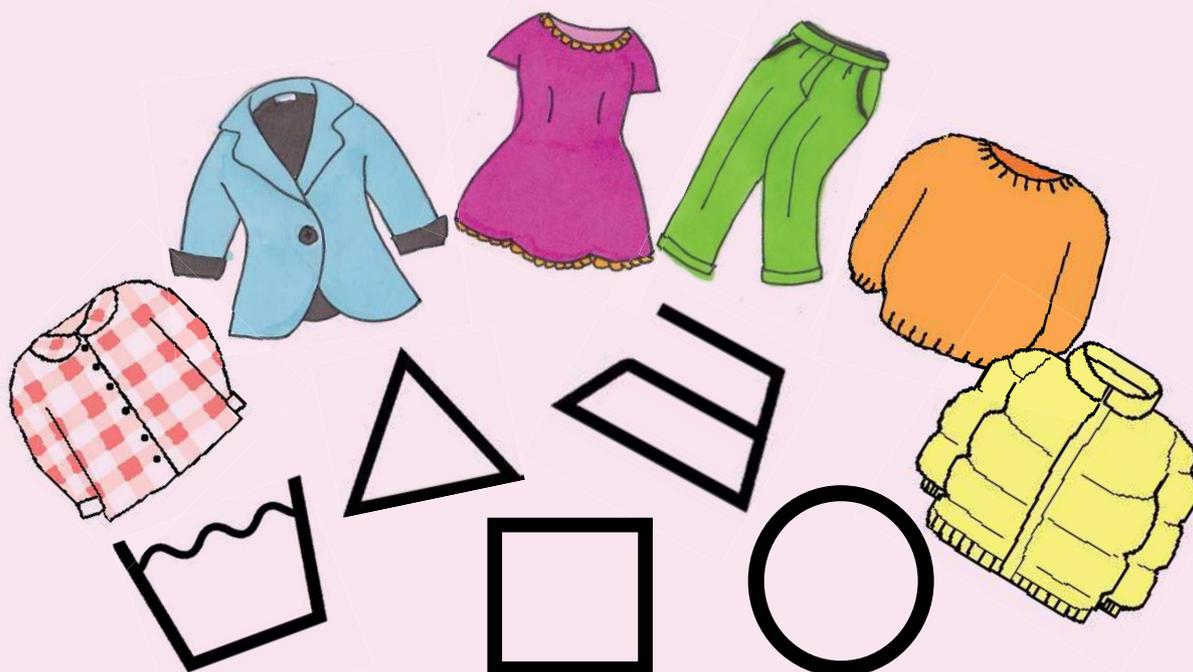


平成28年12月1日
からの

衣類の 新しい「取扱い表示」で 上手な洗濯！



(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 JIS L 0001)

衣類の新しい「取扱い表示」は記号のデザインが変更されただけではなく、種類が増え、記号内に付加記号や数字が使われるなど、これまでのものとは見た目も、考え方も大きく変わりました。

豊かな衣生活を送るためには、記号の意味を理解して、適切に衣類を取り扱うことが大切です。この小冊子が新しい「取扱い表示」を理解する際の一助になることを願っています。

もくじ

| | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 衣類の「取扱い表示」が変わります | 2 |
| 2 | 新しい「取扱い表示」の記号と意味 | 3 |
| 3 | 「取扱い表示」をマスターして上手に洗濯 | 4~6 |
| 4 | Q&A | 7~8 |

1. 衣類の「取扱い表示」が変わります

繊維製品の洗濯方法は、衣類に付いている洗濯などの「取扱い表示記号」を確認します。この記号は日本工業規格（JIS）で規定されています。家庭用品品質表示法により指定された繊維製品には、事業者（表示者）などが、これを用いて洗濯などの取扱いを表示しなければなりません。

近年、衣類などの生産や流通は海外との取引が一般的になっています。また、家庭洗濯で使用する洗濯機や洗剤類は多様化し、商業クリーニングの技術も進歩するなど繊維製品を取り巻く環境は大きく変化しました。そこで、このような変化に対応するために、平成26年10月に、経済産業省は日本工業規格 JIS L 0001 として新しい「取扱い表示記号」を制定しました。これに伴い、消費者庁は平成27年3月31日に衣料品の「取扱い表示」に関する繊維製品品質表示規程を改正し、平成28年12月1日から施行することとしました。JIS の新しい「取扱い表示記号」は、国際規格（ISO 3758）の表示記号と同じ記号を用いています。国内外で表示が統一されることによって、消費者にとっては衣類などを購入する際の利便性が高まると期待されています。

新しい「取扱い表示」のポイント

① 「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

● 5つの基本記号



*上記の順に表示されます。

● 付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表します。

〈強さ〉基本記号の下に付加

〈温度〉基本記号の中に付加

〈禁止〉

線なし 通常の強さ

— 弱い

== 非常に弱い

「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。

〈記号〉 〈数字〉

「●」 「●●」 「●●●」 【例】  40

低 → 高

タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(●)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。



基本記号と組み合わせで、禁止を表します。

② 記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示に変わります。

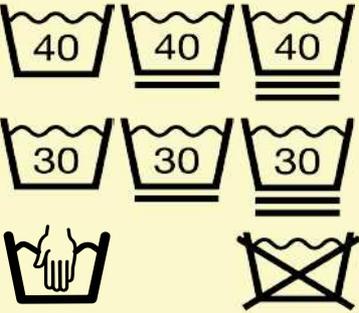
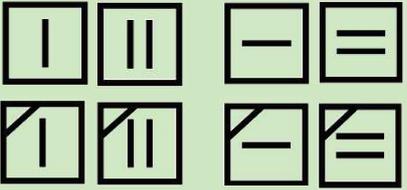
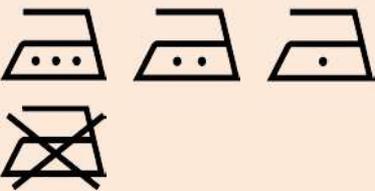
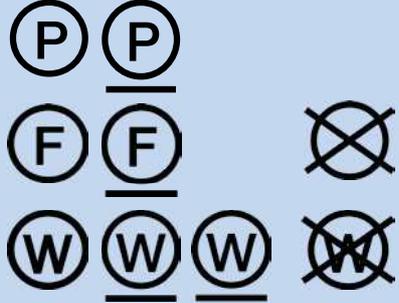
③ 参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。（付記用語）

記号だけでは伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。

④ 表示は、取扱い方の上限を表しています。

表示よりも強い作用や高い温度での洗濯やアイロン掛けは、衣類にダメージを与える可能性があります。

2. 新しい「取扱い表示」の記号と意味

| 記号（付加記号を含む。） JIS L 0001 より抜粋 | 意 味 |
|---|--|
| <p>家庭洗濯の記号</p>  | <p> 家庭洗濯（洗濯機洗い、手洗い）ができます。 記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。 「－」は「線なし」よりも弱く、「＝」は更に弱い洗濯機での洗い方です。</p> <p> 「手洗い」をします。洗濯液の上限温度は40℃です。 *手洗いとは「押し洗い」、「振り洗い」、「つかみ洗い」など、手で優しく洗う方法です。</p> <p> 家庭での洗濯はできません。</p> |
| <p>漂白の記号</p>  | <p> 塩素系漂白剤や酸素系漂白剤で漂白ができます。</p> <p> 酸素系漂白剤のみが使えます。</p> <p> 漂白剤は使えません。</p> |
| <p>乾燥の記号</p> <p>●タンブル乾燥に関する記号</p>  <p>●自然乾燥に関する記号</p>  | <p> 家庭でタンブル乾燥ができます。 「点（・）」は乾燥温度を表します。 「・・」はヒーターを「強」などに設定します。 「・」はヒーターを「弱」などに設定します。</p> <p> タンブル乾燥はできません。</p> <p> つり干しします。  平干しします。 四角の中の「 」「－」は脱水後、「 」「＝」は脱水せず（絞らず）に干します。</p> <p> 「斜線」はひさしや屋根を表しているので陰干しします。</p> |
| <p>アイロン仕上げの記号</p>  | <p> アイロンを掛けることができます。 「点（・）」はアイロンの底面温度の上限を表します。 「…」は200℃（高温）、「・・」は150℃（中温）、 「・」は110℃（低温）までです。</p> <p> アイロンは掛けられません。</p> |
| <p>クリーニングの記号</p>  | <p>クリーニング店での洗い方の記号です。</p> <p> パークロロエチレンなどの溶剤によるドライクリーニングができます。</p> <p> 石油系溶剤によるドライクリーニングができます。</p> <p> ドライクリーニングはできません。</p> <p> ウェットクリーニングができます。</p> <p> ウェットクリーニングはできません。</p> <p>「－」は「線なし」よりも弱く、「＝」は更に弱い処理です。</p> |

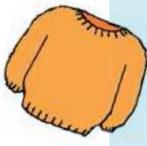
ISO（国際規格）の記号に統一し、世界で共通に使用できるようにしたため、記号内に日本語は記載できません。そのため、記号だけでは伝えられない表示者などからの参考情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。よく読んで、衣類の取扱いの参考にしましょう。

3. 「取扱い表示」をマスターして上手に洗濯

新しい「取扱い表示」を理解して、衣類の購入時や洗濯の際に上手に使いましょう。

● 衣類を購入するときに

衣類を購入するときは、「取扱い表示」も確認しましょう。用途やデザインだけではなく、家庭で洗濯がしやすいか、クリーニング店が利用できるかなどの参考にしましょう。

| | |
|---|--|
|  <p>スポーツ着、作業着、子ども服</p> <p>手軽に家庭で洗濯をしたい衣類です。洗濯機の「標準コース」などが見える表示を目安にすると良いでしょう。</p> <p>例  </p> |  <p>夏の衣類</p> <p>汗汚れは水洗いしたいので、「家庭洗濯」やクリーニング店での「ウエットクリーニング」ができる表示がある衣類がおすすめです。</p> <p>例   </p> |
|  <p>おしゃれ着やニット</p> <p>家庭で洗いたいなら、「洗濯機での弱い洗い方」や「手洗い」ができる表示を目安にすると良いでしょう。</p> <p>例  </p> |  <p>コートやジャケット、ドレス</p> <p>クリーニング店に依頼したい衣類は、「クリーニング」ができる表示を確認しましょう。</p> <p>例   </p> |

*** 禁止記号 ***

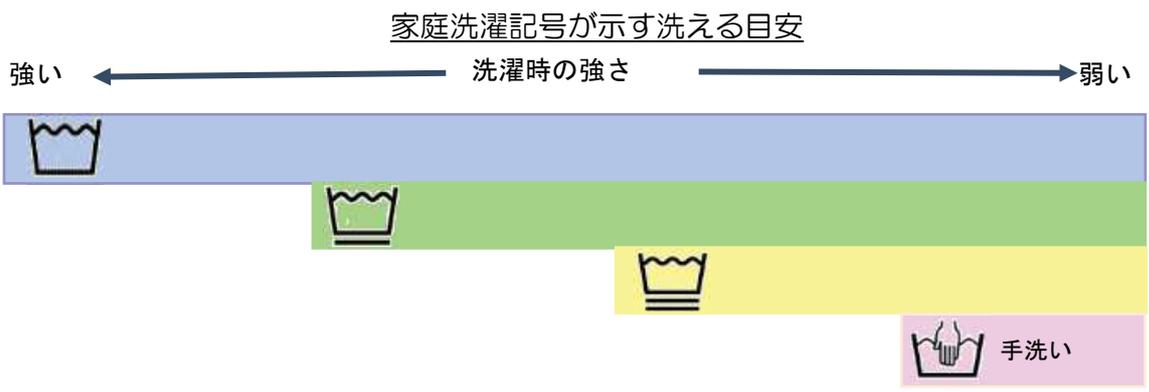
右の図のように、家庭洗濯やクリーニング記号の全てに「×」が付いている場合は、基本的には家庭でもクリーニング店でも洗うことができません。購入するときは、付記用語やタグ類で「取扱い方法」を確認しましょう。



● 洗うときに

「取扱い表示記号」は、これまでの「指示（推奨）表示」から、「上限表示」に変更となりました。下の図のように記号が示す強さか、それよりも弱い範囲内で洗濯をしましょう。表示よりも強く洗うと、衣類にダメージを与える可能性があり、注意が必要です。JISでは、新しい記号の「」はおおよそ従来の記号の「」に相当しますので、この表示を基準に、そのほかの記号で洗濯の強さを加減すると良いでしょう。

（「上限表示」という考え方では、家庭洗濯記号が示す範囲内のどの強さで洗うかを自分で判断する必要があります。）



● 漂白剤を使うときに

■ 「取扱い表示」と漂白剤の使い分け

洗濯用の漂白剤は一般的に、下の表のような種類があります。衣類に付いている「漂白記号」や記号の近くには書かれている参考情報（付記用語）を確認して、使用可能な漂白剤を使いましょう。使用の際は漂白剤に記載されている用途や注意事項、使用条件などを守りましょう。

| 漂白剤の種類 | 塩素系漂白剤 | 酸素系漂白剤 | | |
|-----------|---|--|--|---|
| |  |  粉末 |  液体 | |
| 特徴 | 使えるのは白物のみで、素材も限られている。 | 基本的に白物や色柄物に使えるが、使えない素材もある。 | 白物や色柄物に使える。 (毛・絹に使用できるものも多い。) | |
| 漂白の記号との適合 |  | ○ | ○ | ○ |
| |  | × | ○ (毛や絹 ×) | ○ |
| |  | × | × | × |

* 酸素系漂白剤 *

色柄物にも使える漂白剤です。パッケージには「酸素系漂白剤」や「色柄物にも」などと書かれています。ただし、粉末タイプのものは、毛や絹には使用できません。

酸素系漂白剤のパッケージ例



* 漂白剤入りの洗剤 *

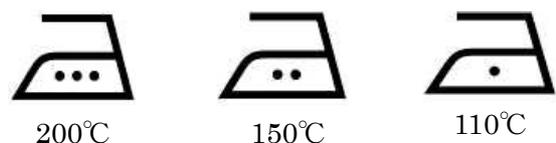
 の衣類には漂白剤入りの洗剤は使用できません。洗剤の成分表示や用途欄も確認しましょう。

● アイロンを掛けるときに

■ アイロンの底面温度の上限

アイロンの記号内の点（・）は、その衣類に使えるアイロンの底面温度の上限を示しています。新しい記号が示す上限温度は、従来の記号の温度よりも10℃低くなりましたが、従来のアイロンの「高」「中」「低」の目盛りもそのまま使用できます。

アイロン仕上げの記号と底面温度の上限



なお、従来の「」の当て布記号は廃止されたので、新しい表示では、付記用語で「当て布使用」などと記載されます。付記用語をよく確認しましょう。

● 乾燥させるときに

■ 家庭で行うタンブル乾燥（機械乾燥）

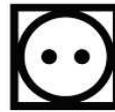
右のようなタンブル乾燥の記号があれば、家庭用のタンブル乾燥機を使って乾燥させることができます。

点「・」は乾燥温度を表します。

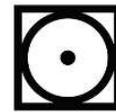
「・・」はヒーターを「強」などに設定します。

「・」はヒーターを「弱」などに設定します。

家庭用タンブル乾燥機が使える記号



ヒーターを「強」などに設定



ヒーターを「弱」などに設定

* タンブル乾燥機 *

機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機。日本の家庭では、洗乾一体型洗濯機や回転式衣類乾燥機などがこれに相当します。

* 素材と乾燥温度 *

ナイロンなどの合成繊維は耐熱温度が低いため、乾燥温度に注意が必要です。乾燥後はすぐに取り出しましょう。また、セーター、ポロシャツ、Tシャツなどのニットやジャージは縮みやすいので表示を確認しましょう。

家庭用タンブル乾燥機の例



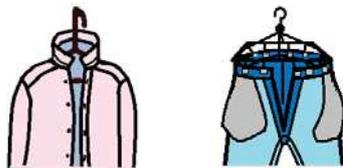
洗濯・タンブル乾燥一体型



タンブル乾燥機 独立型

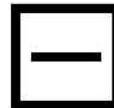
■ 自然乾燥の記号と干し方（外干しや室内干し）

【つり干し】



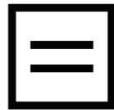
脱水後、ハンガーにかけるか、小物干しなどにつるして干します。

【平干し】



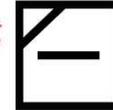
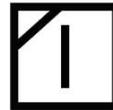
脱水後、平らな場所に広げて干します。

【ぬれ干し】



線が2本の場合は、脱水せず（絞らず）に干します。

【陰干し】



「斜線」がある場合は日陰で干します。タオルなどをかけて直射日光を遮っても良いでしょう。

● クリーニング店へ依頼するとき

ⓅⓇ はドライクリーニングができます。

P、Fは使用する有機溶剤の種類です。

Ⓜ はウエットクリーニングができます。

* 専門家の水洗い *

「Ⓜ」があれば、家庭洗濯禁止「~~Ⓜ~~」の衣類であっても、クリーニング店で水洗い洗濯を依頼できます。家庭では洗えません。

日本のクリーニング店の主な洗濯方法

○ドライクリーニング ⓅⓇ

水で洗うと型くずれしやすい衣類を、パークロロエチレンや石油系溶剤などの有機溶剤を用いて洗います。

○ウエットクリーニング Ⓜ

専門家による特殊な技術で行う洗いから仕上げまでを含む水洗いです。

○ランドリー（対応する記号はありません。）

専門家の管理の下、ワイシャツやシャツなどをお湯で洗います。

4. Q & A

Q 1. 「取扱い表示」が「取扱い方の上限を表す」とはどのようなことですか？

A 1. 衣類に損傷を与えない取扱い方の限度を表示するということです。つまり、表示に示されたよりも強い作用や高い温度で、洗濯などを行ってははいけません。記号で示された作用や温度で行うか、それよりも穏やかな条件で行うことが必要ですが、その範囲内のどの条件で行うかは自分で決める必要があります。記号のそばにある参考情報（付記用語）にも取扱い上の注意が書かれていますので、併せて確認しましょう。

Q 2. 家庭洗濯の記号がどうして「桶」なのですか？

A 2. 洗濯機の形を取り入れたいところですが、洗濯機は国によって様々な形をしています。世界で共通の記号として使うには、特定の洗濯機の形を記号に用いることはできません。ISO の表示記号では、家庭洗濯は「洗濯機洗い」も「手洗い」も水を使うため、水をイメージできる「桶」になっています。新しい JIS の「取扱い表示」も ISO と同一の表示記号のため、家庭洗濯は「桶」の記号なのです。

Q 3. 海外で購入した衣類の家庭洗濯記号の温度が 60℃となっていました。新しい JIS の「取扱い表示」にも家庭洗濯の高温設定はあるのですか。

A 3. 新しい JIS の「取扱い表示」は ISO と同一の表示記号を用いているため、海外で用いられている 95℃や 70℃、60℃などの高温洗濯の記号があります。

従来の JIS の「取扱い表示」にも、95℃と 60℃がありましたが、これまで日本の衣類では表示されたものはありませんでした。今までの日本の洗濯機は、ほとんどのものが 50℃以上の高温で洗える設計にはなっていませんでしたが、最近は高温洗濯ができるコースの付いた洗濯機もあります。洗濯機の手扱説明書をしっかり確認しましょう。

Q 4. 「手洗い」記号のある衣類を洗濯機の手洗いコースなどで洗ってもよいのでしょうか？

A 4. 「手洗い」の記号は、手を使って、「押し洗い」や「ふり洗い」などの方法で優しく洗うことを指しています。洗濯機で洗うことは想定されていません。洗濯機を使う場合は、洗濯機の手洗いコースなどが、新しい「手洗い」の記号に対応しているかは、洗濯機の手扱説明書やメーカーのウェブサイトなどの情報を確認しましょう。

押し洗い（ニットや厚みのある衣類に）



畳んだ洗濯物の上から手のひらで優しく押しは軽く持ち上げ、また押すを繰り返して洗う方法です。

ふり洗いやアコーディオン洗いなど

（薄手で、伸びにくいブラウスなどに）



洗濯物は畳まずに、軽く振る、又は広げたり、すぼめたりなどして優しく洗う方法です。

Q 5. の衣類を、洗濯機のドライコースで洗ってもよいのですか？

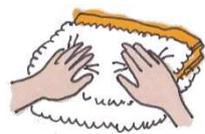
A 5. この記号は、左から順に家庭洗濯禁止、ドライクリーニング可能、ウェットクリーニング可能という意味です。クリーニング店にドライクリーニングかウェットクリーニングを依頼しましょう。なお、家庭用洗濯機にあるドライコースは水を使って洗う洗濯で、水を使わずに洗うドラ

イクリーニングとは異なります。「」(新しい記号)は、水による洗濯はできても収縮やしわ、変形などで家庭ではアイロン掛けなどの仕上げが難しい衣類にも付けられています。これまでの表示は、「指示(推奨)表示」だったため、家庭洗濯禁止の記号が付いた衣類の中には、繊維製品の特性のほかに表示者の考えが加えられ、より安全な方向に偏った「」(従来の記号)が表示されたものがありました。そのような衣類は家庭用洗濯機のドライコースなどで洗濯することが可能でした。しかし、新しい「取扱い表示」では、繊維製品の特性を考慮して、その取扱い方の限度を表示すること(上限表示)になったため、このような表示はできなくなりました。「」(新しい記号)が付いた衣類は表示に従い、家庭での洗濯はできません。家庭で洗濯すると洗濯前の状態に戻せなくなる可能性があります。

Q 6. 「ぬれ干し」の記号がある衣類は、絞ってはいけないのですか？水が垂れるので、干す場所がありません。

A 6. 「ぬれ干し」とは、洗濯機による脱水や手でねじり絞りをしないで干すという意味です。水が垂れて干す場所がない場合は、水分を軽く取る程度に、「タオルドライ」などを行うとよいでしょう。

タオルドライ
タオルに挟んで、畳み、上から軽く押さえて水分を取ります。



Q 7. 「ウエットクリーニング」の記号が付いている衣類は、家でも水洗いができますか？

A 7. ウエットクリーニングとは、クリーニング店がデリケートな衣類を特殊な技術を使って水洗いをし、専用の仕上げ設備やアイロンなどを使用して仕上げまでを行う処理です。ウエットクリーニングの記号が付いている衣料でも、家庭洗濯禁止()の記号が付いている場合は、家庭では洗えませんので、クリーニング店に依頼しましょう。

Q 8. 「取扱い表示」が記載されていない記号の処理を行ってもよいですか？

A 8. 記号は省略されることがあります。例えば、タンブル乾燥ができる記号がある場合は、自然乾燥記号が省略されている場合がありますが、省略されていても自然乾燥はできます。禁止の記載がなければ、省略された記号の処理を行うことができると解釈できます。

Q 9. 皮革製品は家庭では洗濯できませんが、クリーニング店では取り扱ってもらえるでしょうか？

A 9. 毛皮や皮革製品は、特殊な洗いや仕上げが必要なため、皮革製品を取り扱っているクリーニング店などに依頼しましょう。身近に取扱店が無くても、一般のクリーニング店に相談するとよいでしょう。衣類の「取扱い表示」のほかに付いているタグ類には、多くの場合、取扱い方が書かれていますので、よく読んで判断しましょう。

Q 10. 「取扱い表示」に示されている洗い方に迷ったら、どこに問い合わせればよいでしょうか？

A 10. 「取扱い表示」には表示を付けた衣料品メーカーなどの連絡先(電話番号や住所)が記載されていますので、そちらに問い合わせましょう。

(本冊子に関する問合せ先)

- ・ J I S 規格に関しては、経済産業省 国際標準課 電話：03-3501-9277
- ・ 家庭用品品質表示法に関しては、消費者庁 表示対策課 電話：03-3507-9205